

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。</p>	<p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性</p> <p>食品科学研究所の電気需給契約</p> <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <p>食品科学研究所は、岐阜大学の敷地内に設置されている。 電気は岐阜大学の設置している受電設備より供給されているため、岐阜大学（（大）東海国立大学機構）以外の者が供給することができない。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。